

松江市告示第 254 号

松江市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 27 年松江市告示第 449 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (支給額等) 第 6 条 略 (1) 略 (2) 前条第 3 号の講座を受講する者であつて、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に 100 分の 60 を乗じて得た額(その額が修学年数に <u>40 万円</u> を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に <u>40 万円</u> を乗じて得た額(この場合 <u>160 万円</u> を超えるときは、 <u>160 万円</u>)とし、1 万 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給を行わないものとする。) (3) 略 | (支給額等) 第 6 条 略 (1) 略 (2) 前条第 3 号の講座を受講する者であつて、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に 100 分の 60 を乗じて得た額(その額が修学年数に <u>20 万円</u> を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に <u>20 万円</u> を乗じて得た額(この場合 <u>80 万円</u> を超えるときは、 <u>80 万円</u>)とし、1 万 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給を行わないものとする。) (3) 略 <u>2 平成 29 年 4 月 1 日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。</u> |

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、令和4年4月1日以後に修了した教育訓練に係る訓練給付金について適用し、同日前に修了した教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。